

輪島市監査公表第 1 号

輪島市長より、平成22年12月6日付け発輪監査第210号の  
監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方  
自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年1月4日

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄



発 土 第 6 1 3 号

平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日

輪島市監査委員 向 憲龍 様

輪島市監査委員 坂下 幸雄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 土木課・門前支所土木課

監査執行年月日 平成22年10月21日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①除雪機械賃貸借契約一件綴について</p> <p>一件書類の中で、除雪機の写真の添付がないものや、除雪機械の写真はあるがナンバーの標示されていないものがあつた。一件書類は統一した基準により整備されるようお願いする。</p>	<p>写真の添付等の不備については業者に連絡し再提出させ書類整備を行った。今後、契約時の提出書類を更に注意深く確認し統一した契約締結となるよう努める。</p>	措置済
<p>②門前総合支所土木課の出張命令簿について</p> <p>課長の出張命令に係る決裁で、総合支所長まで決裁をうけていないものが見受けられた。今年度の出張命令については、総合支所長まで決裁を受けていることを確認したが、事務決裁規則の決裁区分のとおり決裁されていないものがあれば改めていただきたい。</p>	<p>今年度の出張命令の決裁について、再度押印の確認を行った。今後も、旅費に限らず事務決裁規則に留意して事務執行をするように努める。</p>	措置済